

令和6年度 モニタリングの実施について

1 令和6年度実施方針

(1) 的確な履行評価に基づく確実な履行の確保

- ① 「モニタリングのガイドライン」に基づき、区全体で590業務（予定）において、業務等の実情に即した的確な評価に努める。
- ② 評価結果は、事業者との定期的な協議のツールとするなど、サービスの質の維持・向上に役立てるとともに、次回契約の仕様書の充実に生かしていく。

(2) 適正な労働環境の確保

区の委託業務及び指定管理者による区立施設の管理運営について、従事者の労働環境が労働関係法令に照らし、適正に確保されているか確認する。

- ① 各所管課において、労働関係法令遵守の徹底に取り組む。
- ② 社会保険労務士（東京都社会保険労務士会）による労働環境モニタリング調査を6業務で実施する。

【労働環境モニタリング調査対象】

	事業者名	業務名	所管課
指定 管 理	特定非営利活動法人劇場創造ネットワーク	杉並芸術会館管理業務	文化・交流課
	株式会社虎玄	大田黒公園管理業務	みどり公園課
委 託 業 務	社会福祉法人福音寮	桃五学童クラブ運営業務	児童青少年課
	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	大宮小学童クラブ運営業務	児童青少年課
	株式会社東急コミュニティー	区営住宅等維持管理業務	住宅課
	株式会社ジーエスエフ	高井戸中学校における給食調理業務	学務課

2 主なスケジュール

- 令和6年4月 モニタリング実施方針決定（区ホームページで公表）
- 6月 社会保険労務士による労働環境モニタリング調査の実施（～12月）
- 7月 モニタリング前期（4～6月）履行評価実施
- 9月 令和5年度モニタリング実施結果報告（区ホームページで公表）
- 11月 モニタリング後期（8～10月）履行評価実施
- 令和7年3月 令和7年度モニタリング評価予定業務数把握